平成16年4月30日 制 定

(趣旨)

- 第1条 この基本方針は以下の目的を達成するために、本学が管理するネットワークに係る情報セキュリティ(以下「情報セキュリティ」という。)を確保するための基本的な考え方について定めたものである。
 - (1) 学内のネットワーク及びネットワーク上の情報資産を侵害から守る。
 - (2) 適切な管理を通じて、学内のネットワーク上の情報資産を円滑かつ有効に活用する。
 - (3) 学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為を阻止し、社会的信頼を確保する。

(対策基準及び実施手順)

- 第2条 この基本方針に基づき、情報セキュリティを確保するために遵守すべき事項を内容とする対策基準を策定する。
- 2 対策基準は、情報セキュリティを損ねる脅威が発生した場合の影響の大きさと脅威の発生頻度の積算値が一定の水準を下回るように、人的、物理的、技術的側面から策定する。なお、脅威とは機密性(権限を持たない者が情報にアクセスできないようにすること) 完全性(データの正当性、正確性、網羅性、安全性を維持すること) 可用性(必要なときに正常にサービスを提供できるようにすること)又は他人の人格権、もしくは知的財産権などが侵されることをいう。
- 3 各部署は、対策基準をシステム管理者や利用者向けに具体的な手順として示した実施手順を必要に応じて用意する。

(対象範囲)

第3条 対策基準及び実施手順の対象範囲は、本学が管理するネットワーク、ネットワーク に接続された機器、ネットワーク上の情報資産及びネットワークから引き出された情報資産である。対策基準及び実施手順の対象者は、役員、教職員、委託契約により本学の業務 に携わる者、学生(研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生及び委託生を含む。) 及び学外者であっても本学が管理するネットワークの利用をアカウント付与などを通じて特に許可された者とする。

(組織)

第4条 組織は別表のとおりとし、情報セキュリティ責任者の主導のもと、全学的に情報セキュリティの確保に取り組む。

(評価及び見直し)

第5条 この基本方針及び対策基準は定期的に評価及び見直しを行い、情報セキュリティ上の問題が発生したときには直ちに見直しを行うこととする。

なお、関連法規に定められた事項については、これに従うこととする。また、本学の諸 規程とこの基本方針又は対策基準との間に齟齬が認められた場合は、整合性を保つよう双 方見直しを行うこととする。

附 則

この基本方針は、平成16年4月30日から施行する。

情報セキュリティに関する総 括的な権限と責任を有する。 <u>情報セキュリティ責任者:理事長・学長</u> 対策基準の制定、改廃、重大な 事故の際の対応を行う。 <u>情報セキュリティ審議会</u> 情報セキュリティ責任者の求 めに応じて重要事項を審議する。 構成員は案件に応じて情報セ キュリティ責任者が任命する。 システム監視、緊急対応、啓蒙 情報セキュリティ委員会 など情報セキュリティの維持、管 以下を委員とする。 理に関する日常業務を担当する。 ・電子計算機センター長 各部署が実施手順を作成する際 ・情報処理課長 に、その内容が対策基準に適合し ・その他情報セキュリティ責任者が任命した者 若干名 ているかチェックする。 <u>利用者</u>